

令和3年度

石狩市教育委員会会議（9月定例会）議案

石狩市教育委員会

日 程

日 時 令和3年9月28日(火) 午後1時30分

場 所 市役所本庁舎 市議会第2委員会室

日程第1 署名委員の指名

日程第2 教育長報告

日程第3 報告事項

- ① 令和3年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への
市町村別結果の掲載に係る同意について

日程第4 その他

日程第5 次回定例会の開催について

令和3年10月 日 () 時 分開催

教育長報告

(教育委員会事務局の主な動き)

令和3年9月28日
教育委員会会議提出

9月2日(木)	「令和3年第3回市議会定例会(初日)」	本会議場
6日(月)	「教職員人事教育長面接(1日目)」	石狩八幡小他
7日(火)	「石狩市校長会役員会」	403会議室
8日(水)	「令和3年第3回市議会定例会(一般質問;1日目)」	本会議場
9日(木)	「令和3年第3回市議会定例会(一般質問;2日目)」	本会議場
10日(金)	「教職員人事教育長面接(2日目)」	花川南中他
13日(月)	「教職員人事教育長面接(3日目)」	厚田学園
14日(火)	「教職員人事教育長面接(4日目)」	緑苑台小他
	「定例校長会議(9月)」	オンライン開催
15日(水)	「石狩市議会建設文教常任委員会」	第一委員会室
	「教育委員会事務局管理職会議」	201 会議室
16日(木)	「教職員人事教育長面接(5日目)」	花川南小他
	「庁議」	庁議室
17日(金)	「教職員人事教育長面接(6日目)」	浜益中他
	「令和3年度第2回石狩市社会教育委員の会議」	オンライン開催
21日(火)	「教職員人事教育長面接(7日目)」	南線小
	「(株)ワールドウツティ寄附受贈式」	庁議室
	「教育委員勉強会」	書面開催
22日(水)	「令和3年第3回市議会定例会(最終日)」	本会議場
	「教職員人事教育長面接(8日目)」	花川中
28日(火)	「教育委員会会議9月定例会」	第二委員会室

教育関係議会質疑(R3年3定)

質問者@党派 ■質問事項	質問の趣旨	答弁要旨
<p>【一般質問】 三崎伸子@日本共産党 ■学校給食無償化について</p>	<p>①このテーマの質問は4回目。 コロナ禍により重要度が増している。 一部無償化を含め、全自治体の3割が無償化に踏み出している。 広い視野に立った検討、実施を求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 給食費は学校給食法第11条第2項に基づき、児童生徒の保護者に負担を求めている。 経済的な理由により給食費の納付が困難な世帯は、生活保護制度や就学援助制度の適用で保護者負担が無く、給食費を滞納している場合でも、児童生徒には給食を提供している。 ▶ 仮に学校給食費を無償化した場合、毎年度、約2億7,000万円を一般財源で賄うことになり、他のサービス提供に大きな影響を与える。 ▶ 現在、本市は財政規律を保持しながら、重点的かつ効果的な事業を優先して予算措置しており、受益者負担である学校給食費の無償化・軽減よりも先に取組むべき事業があると考えます。
<p>三崎伸子@日本共産党 ■樽川9条10条地域から南線小学校までのスクールバスの運行について</p>	<p>①新一年生の徒歩通学は負担が大きい。 団地造成時には、住宅会社が通学用のバスを運行していた経緯も踏まえ、スクールバスの導入を検討していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 樽川9条地区から南線小学校までは2キロメートルを超える距離があり、低学年が通学に時間を要していることは承知をしているが、他の小学校区においても、同程度の通学距離を有している例が多数ある。 ▶ スクールバス導入の必要性を判断する際には文科省が規定する補助金等の目安、「小学校の通学距離が4キロメートル以上であること」をひとつの基準としている。 ▶ これらのことから、現状において、この区間にスクールバスを運行する考えはない。
<p>【一般質問】 阿部由美子@公明党 ■18才成人に向けて自治体の取組について</p>	<p>①成人式の実施時期や在り方については、自治体判断となっているが、市の考えは。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 改正民法の施行により、成年年齢となる18歳は、進路選択の時期と重なり、従前どおり1月に実施した場合、多くの対象者の出席が困難になることが予想される。 ▶ 飲酒や喫煙などの年齢制限は20歳のまま維持されるため、今後も人生としての重要な節目となる。 ▶ 本市は、管内他市と同様に令和5年以降も対象年齢を変更せず、名称を「はたちのつどい」として実施することとし、ホームページ上でも周知している。
<p>【一般質問】 花田和彦@石政会 ■シビックプライドの醸成について</p>	<p>①現在の「ふるさと」に関する学習はどのように行われているのか。 ②幼少期からの「ふるさと」教育に関する方針や、人間形成に与える影響をどのようにとらえているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 石狩市教育プランの基本方針の一つに「ふるさとを学ぶ機会の充実」を掲げており、学校教育基本方針でも「ふるさと教育の推進」を示し、具体的な取組を進めるよう指示している。 ▶ 市内学校では、主に総合的な学習に「ふるさと学習」を位置付け、地域の自然や産業、文化に関わる市内の施設見学などの体験的な活動や地域人材を活用した学びも積極的に取り入れて学習を進めており、手話の出前講座の活用は本市の特色ある「ふるさと学習」の一環である。 ▶ 小学校3、4年生では社会科副読本「いしかり」を活用して、石狩のまちの様子や暮らし、産業、働く人たちについて学習をしている。 ▶ ふるさと教育は、幼児児童生徒が郷土の自然や人間、社会、産業等に触れ、学習することにより、ふるさとのよさの発見や愛着心の醸成、ふるさとに生きる意欲の喚起を目指すもの。 ▶ 4月にスタートしたコミュニティ・スクールのと連携した地域学校協働活動なども活用しながら、引き続き、ふるさと学習の推進に努める。

教育関係議会質疑(R3年3定)

質問者@党派 ■質問事項	質 問 の 趣 旨	答 弁 要 旨
花田和彦@石政会 ■キャリア教育について	①子どもたちの創造性・感性、職業意識を育てる今後の教育の在り方について伺う。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市教育プランでも、具体的施策の一つとして、キャリア教育の充実を掲げ、各学校においては、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な能力や態度の育成も踏まえたキャリア教育の実施に努めている。 ▶ 市教委では、これまでもキャリア教育の一環として、中学校段階での職場体験学習の取組を推進し、小学校での街探検、職場見学等から高等学校へのインターンシップ等へと体験活動を系統的につなげていく重要な教育活動として位置付けている。 ▶ 令和元年度は、80の事業所で職場体験を行い、学習を深めた。令和2年度は感染症の影響で中止したが、代わるものとして職業調べや地域人材による講話等を実施した。 ▶ 職業の多様化が進む中で、自分の夢や目標を実現するために学ぶ・働くことの意義を考えるキャリア教育の重要性は益々高まることが予想されることから、各学校におけるキャリア教育全体計画や総合的な学習の時間の内容見直しの支援や、職場体験学習受け入れ事業所のより幅広い確保に努める。
花田和彦@石政会 ■通学路の安全対策について	①今年6月28日、千葉県八街市の通学路で児童5人が死傷する事故発生 ・危険の認識はあったが、ガードレールが未整備 ・現在、市内において危険箇所と把握している箇所数は？（夏季、冬季で違いがあれば併せて） ・通学路の安全対策についての工夫は？	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市教委では、H30に策定した「通学路交通安全プログラム」に基づき、毎年、北警察署等の関係機関、市の道路管理部局などと共に合同点検を実施。今年度も9月下旬に実施予定。 ▶ 点検箇所は、プログラムに基づき各学校で実施する通学路の安全点検の報告を受け、庁内関係部局と協議し決定。これまで、各学校から45件程の報告があったが、八街(やちまた)市のように、早急に物理的な対策必要な箇所は確認されておらず、各学校からは、安全対策として「横断歩道」や「信号機」等の設置が要望されている。これらの多くは、既に地域住民などから市に要望書が提出されており、担当部局から公安委員会等に継続的に要望がなされていると聞き及んでいる。 ▶ また、冬季については、降雪量等により危険箇所数の増減はあるが、「除雪に伴い道路幅が狭隘になる」、「交差点の見通しが悪くなる」など、夏季とは異なる道路状況となることから、プログラムを通じて市道路管理部局と情報共有し、必要に応じた除排雪等の対応について協力体制を構築している。 ▶ このほか、各学校における登下校時の交通安全指導の取組みや、PTA及び地域の協力も得ながら、安全対策が図られている。
【一般質問】 大野幹恭@改革市民会議 ■公共施設について	①石狩市公民館の機能停止の時期、解体の時期など、今後のスケジュールの見込みや決まっていることがあればお聞かせください。 また、その跡地利用についてどう考えているのか、道筋を伺います。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 石狩市公民館本館は、生涯学習の拠点施設として長年多くの方に利用されてきたが、築50年が経過し老朽化が進んでいるため、代替施設として石狩市学び交流センターを改修し新たな公民館とする準備を進めている。 ▶ そのねらいは、貸室利用が主である学び交流センターを社会教育法に位置づけられる公民館とすることで、市が積極的に施設を活用した事業を進め、市民の芸術文化活動及び交流を振興し、いきいきとしたまちづくりにつなげること。このことについては、現在パブリックコメントを行い、意見を募集している。 ▶ 公民館の解体時期については、できるだけ早期の対応が必要であると考えているが、跡地利用については、今のところ、市の計画や構想に位置づけられていない。今後は、全市的な観点から検討されていくものと考えている。

教育関係議会質疑(R3年3定)

質問者@党会派 ■質問事項	質 問 の 趣 旨	答 弁 要 旨
<p>【一般質問】 松本喜久枝@日本共産党 ■新型コロナウイルスの「第5波」から住民の命と暮らしを守るために</p>	<p>④学校や保育園等における対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校保育園等で1人でも感染者が出た場合、教職員、児童生徒等全員のPCR検査を求める。 ・検査については、抗原検査キットではなく、PCR検査を要望する。 ・学級閉鎖等、学校の臨時休業を行う場合やクラスターが発生した場合の学校名公表等についての市教委の考え方は。 ・教職員のワクチン接種の状況は。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校等で陽性者が発生した場合のPCR検査は、保健所が陽性者の行動歴に基づく疫学調査により、適切に判断しているものと承知している。 ▶ 学校に配布される抗原検査キットは、教員が出勤後に体調の変調をきたし、直ちに医療機関を受診できない場合の補完的な対応が想定されている。 ▶ 市立学校の児童生徒が感染した場合は、感染者数や濃厚接触者等の状況について公表しているが、学校名については公表していない。ただし、クラスター等、特に社会的関心が高い事象が発生した場合は、学校名も含めて公表する。教職員が感染した場合は、本人の同意のもと、学校名を公表している。 ▶ 教職員のワクチン接種については、おおよそ8割強の教職員が少なくとも1回の接種を終えている状況となっている。
<p>松本喜久枝@日本共産党 ■石狩市における就学援助制度の拡充について</p>	<p>①平成30年10月の国の生活保護基準見直しに伴う「児童養育加算」の採用について、あわせて該当となる収入が生活保護基準の1.5倍まで拡充する考えはないか。</p> <p>②就学援助の申請手続きを札幌市に合わせ、10月からに変更する考えはないか？</p> <p>③現在実施している児童生徒の全家庭対象のチラシ配布のほか、新たな周知方法は考えていく必要があるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 現在の本市の就学援助認定基準は、H25以降、国の要請に基づき、生活扶助基準の見直しによる影響が生じないように、認定基準を変更していない。 ▶ H30の生活扶助基準見直しの際に試算したところ、本市の基準に基づく需要額の算定と、児童養育加算を含むH30の生活保護基準の見直し後の基準に基づく需要額の算定を比較した結果、ごく一部を除き、見直し後の基準額が低い結果となった。国が他の制度においてできる限り影響が及ばないようにすることを基本的な考え方としていることを踏まえ、受給者が不利にならないよう、認定基準額については、見直し前の水準を維持している。 ▶ 収入基準については、生活保護基準の1.4倍としているところだが、管内他市と比較して概ね同水準ともなっており、引き続き現在の基準を維持していく。 ▶ 申請時期について、本市では、10月に新入学児童生徒の世帯に対し、就学援助費の前倒し支給に係る案内を配布し、それ以外の学年には1月に就学援助費の受給案内を配布している。事務を進める上で現在のスケジュールで支障はなく、受給者からの要望もないため、現段階において申請事務全体を10月に繰り上げることは予定していない。 ▶ 周知方法について、本市では、新入学児童の世帯には10月に就学時前健康診断の案内文書に同封するほか、1月に送付する入学通知書にも同封している。その他の学年には、1月に学校を通じ配布をしており、市ホームページへの掲載のほか、広報や学校だよりも含め、丁寧に周知を図っていることから、当面は現在の対応を継続する。

教育関係議会質疑(R3年3定)

質問者@党会派 ■質問事項	質 問 の 趣 旨	答 弁 要 旨
<p>【一般質問】 遠藤典子@公明党 ■通学路の安全対策について</p>	<p>① 千葉県八街市の事故を受け、文部科学省、国土交通省、警察庁は、全国の小学校の通学路を対象とした合同点検を行うこととした。教育委員会としての対応は。</p> <p>② 今回の要項では「地域住民の声を重視し危険箇所を洗い出す」というメッセージが読み取れる。その声を吸い上げ、事故を未然に防ぐための情報として活用することについて考えは。</p> <p>③ 7月に緑苑台の通学路で登校時に車との接触事故(未遂)が発生した。今回事故の起きた交差点についても、合同点検のテーブルに上げ、地域の方が納得できる回答を求めるが、考えは。</p> <p>【再質問】 要望から10年近く経過しているが設置に至っていないが、市として何か別の対策を取る考えはないか</p>	<p>▶ 市教委では、通学路交通安全プログラムに基づき、毎年度合同点検を実施している。各学校で実施している通学路の安全点検の報告を受け、7月に今年度の点検箇所を決定し今月24日に関係機関とともに実施する。</p> <p>▶ これまでの文科省通知においても、学校が危険箇所を抽出する際には、児童生徒や保護者、地域住民からの情報を有効に活用することが示されており、各校においては、そうした情報も含めて危険箇所を把握し報告されているものと認識している。</p> <p>▶ 当該交差点については、H24に地元町内会から既設の「手押し式信号機」から「感応式信号機」への変更要望が提出されており、所管部から公安委員会に継続して要望している状況と聞いている。</p> <p>こうした経緯から、学校の点検要望はないが、注意箇所としてスクールガードマップに位置づけ、「視界が悪い」こと「左右を確認する」ことを注意事項として記載し、登下校時の交通安全指導を行っている。</p> <p>【再質問】</p> <p>▶ 信号機の設置は、所管部において引き続き要望を継続するほか、改めて児童の注意が高まるよう、当交差点のストップマークを張り替えた。</p> <p>▶ 教育委員会も、一日も早い地域要望の実現を望んでいるが、まずは学校において、交通ルール順守とともに、自ら危険を予測し回避する力を育成する交通安全指導を保護者の協力のもと進めていく。</p>
<p>【一般質問】 日下部勝義@石政会 ■コロナ対応について</p>	<p>② 「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」への市の対応について。</p>	<p>▶ 8月27日に文部科学省が発出したガイドラインは、緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下での濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断等に当たっての考え方をまとめたもので、道教委からは9月6日付けで通知が届いたところ。</p> <p>▶ このガイドラインは、臨時休業の判断など、これまでよりも幅広い対応を求めている点が特徴的だが、その前提として、保健所の業務ひっ迫により、学校で感染者が確認されたときの疫学調査に相当な時間を要するような事態に陥った場合を想定しているように読み取れる。</p> <p>▶ このため、ガイドラインが定める内容をそのまま本市の状況にあてはめて良いかどうかを見極める必要があると考える。</p> <p>現在、これまでの対応との違いや、運用方法等に関して、道教委や保健所に照会する事項の整理を急いでおり、そうした部分の回答を得た上で、市としての対応方針を定める。</p>

教育関係議会質疑(R3年3定)

質問者@党派 ■質問事項	質 問 の 趣 旨	答 弁 要 旨
<p>【一般質問】 神代知花子@無所属 ■新型コロナウイルス感染症関連について</p>	<p>⑤学校における対応について ・学校において陽性者が発生した場合における、臨時休業の手順、家庭への連絡について ・教職員のワクチン接種の状況、接種における情報管理の取り扱いについて。</p>	<p>▶ 市立学校に在籍する児童生徒が感染した場合保護者から学校へ、学校から市教委へ連絡いただくことになっている。その後、保健所による疫学調査に基づき、濃厚接触者等が指定され、PCR検査の受検者が決定される。 学級閉鎖等を含む学校の臨時休業は、検査対象の人数や検査の判明時期などを考慮し、保健所の見解や学校医の助言を踏まえ、最終的には設置者の市教委が判断する。 学校で感染者が発生した場合の家庭への連絡は、感染した児童生徒の保護者の同意を得た範囲の情報を校内の他の保護者に知らせるが、臨時休業など、校内の他のご家庭に協力を依頼する必要があるときは、当該保護者の同意の有無にかかわらず、必要な情報を知らせることとしている。</p> <p>▶ 教職員のワクチン接種については、現在までにおおよそ8割を超える教職員が少なくとも1回の接種を終えている。接種に関する情報は、教職員のワクチン接種の重要性が議論されていることも踏まえ、学校において把握しているが誰が接種したかについての情報は、個人情報であることから、管理職及び業務上必要な範囲の教職員限りの情報として管理する例が多いと承知している。</p>
<p>神代知花子@無所属 ■学校教育の働き方改革と学校の新しい取組について</p>	<p>①教員の負担軽減について ・石狩市においては教員の補助的業務のサポートはどのような取り組みがなされているのか。テストの採点を担任が行う現状に何か対策はないのか。 ②1人1台端末導入後の取り組みについて ・夏季休業中における端末持ち帰りの実施内容と効果について ・保護者や児童生徒からの反応について</p>	<p>▶ 現在、学校には教員を補助する職員として、教員免許を持つエキスパートサポーターや学力向上サポーター等を市で任用し配置しているほか、道教委では、スクールサポートスタッフや学習指導員を配置している。</p> <p>▶ 児童生徒の個別の学習評価やそれにつながる成績処理は教員が行うべきものだが、簡易なテストの採点などは、学習指導員等が担うなど各学校の状況に応じ、活用が図られている。</p> <p>▶ 他にも、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材などの配置により、教員の負担軽減を図っている。</p> <p>▶ 全ての市立学校において、今般の夏季休業中に持ち帰りを実施し、家庭におけるインターネット接続確認のほか、家庭と学校をビデオ会議の機能で結び、健康観察や朝の会などのほか、オンライン学習会を実施した学校もある。 今回は、自宅持ち帰りへの第一歩となるが、コロナ禍による臨時休業など、学校に登校できない児童生徒の学習保障を含めたツールとして活用できるものと考えている。</p> <p>▶ 参加した児童生徒は、概ね接続が出来たようだが、日程上参加が叶わなかった児童生徒のケアや低学年では保護者の補助が必要となるなどの課題もあった。家庭と学校におけるコミュニケーションツールとしての所期の目的は達成されたものと認識しているが、今後、保護者や児童生徒から寄せられた意見を参考に次のステップに向けた改善を図っていく。</p>

建設文教常任委員会質疑(R03年09月)

質問者@党派 ■質問事項	質 問 の 趣 旨	答 弁 要 旨
<p>【本委員会】 金谷委員@改革市民会議 ■令和4年度に使用する 小学校及び中学校用教科 用図書の採択について</p>	①採択の対象となる出版社数は？	▷ 今年の採択替えは中学社会(歴史的分野)し かなく、現行の教科書と新たに発行された教科 書の比較となる。昨年度の中学校採択の5教科 を例にすると、国語4社、数学7社、地理4 社、歴史7社、公民6社、地図2社、理科5 社、英語6社などとなっている。
	②選定者はどういう立場の者か？ また、人数は？	▷ 本市は管内7市町村で構成する第一地区教科 用図書採択教育委員会協議会による共同採択と なっており、委員は各教育長。下部組織に調査 研究委員会があり、教科ごとの小委員会が設置 されている。
	③採択の基準は？	▷ 授業を進める上で、話題や題材が取扱いやす ものか、構成や配列が配慮されているか、北海 道の取り上げ方がどのようになっているかと いった観点で発行者ごとの特色を比較し採択さ れていると承知している。
<p>【本委員会】 三崎委員@日本共産党 ■令和4年度に使用する 小学校及び中学校用教科 用図書の採択について</p>	①閲覧を実施した会場数と意見・感想 は？ 再①なぜ1か所だったのか？	▷ 教科書供給所のみで、感想は寄せられてい ない。 再▷ 教科書見本の提供が1部のみであったため
	②調査研究委員会の構成員は？	▷ 現職教員、退職教員、保護者等で5～8名で 構成されている。